勘案認定について

勘案認定とは

指定野菜価格安定対策事業は、野菜の供給と価格の安定を図るため、需要に見合った計画出荷を前提として、著しい価格低落時には生産者補給金を交付することにより野菜生産者の経営の安定を図るとともに、野菜の再生産を確保し、野菜の生産及び出荷の安定を確保することを目的としています。

事業の実施主体である農畜産業振興機構は、出荷計画の実効性を確保するため、業務区分ごと、登録出荷団体ごとに出荷計画数量と出荷実績数量とを対比して、その差の程度(乖離の度合)を認定し、乖離の度合が大きい場合には生産者補給交付金等の交付額を減額して交付しているところです。

しかしながら生産者が出荷計画にしたがって野菜生産を行っても異常な 気象条件等によって例年にない収穫減が発生するなど登録生産者団体等の 責に帰せない事象が発生した場合や、緊急需給調整を行った場合にあって は、登録出荷団体等は乖離の度合の認定の変更(勘案認定)を機構に対し 申請することにより、生産者補給交付金等の交付額の減額を軽減すること ができます。

勘案認定を行ったケース

過去において勘案認定が行われたケースは、以下のような異常な気象による要因、農水省からの出荷要請による出荷時期のずれ、及び緊急需給調整の実施による土壌還元があります。

要因	品目	事例
気象要件	夏秋キャベツ	7~10 月までの間に大小 6 個の台風の
		影響を受けて出荷量が著しく減少したと
		ともに出荷時期が大幅にずれたケース。
前倒し出荷	冬レタス	農水省からの出荷要請があったため、
要請		前倒し出荷したことにより出荷時期がず
		れたケース。
緊急需給調	冬キャベツ	緊急需給調整により市場隔離、その後
整による土		土壌還元したケース。
壤還元		

勘案申請様式及び添付資料作成に当たって

作成に当たっては、写真など異常な気象条件下でないと収集できない資料があります。このため、勘案認定を申請するような事態が発生した場合には予め資料を準備しておくようにして下さい。

添付資料の例について

- 1. 気象グラフ(当該地域を所管する地域気象観測所データ) *気象データについては播種~出荷終了までの期間分添付すること
- 2. 異常な気象条件に起因する場合は気象庁地方気象台や県などによる気象情報、防災情報及び緊急災害情報
- 3. 激甚災害に指定された場合は、その旨が記載されている公文書など
- 4. 異常な気象に関する新聞記事やニュース(地方紙、地方版などで報道されている場合)
 - *トピック的な記事から被害詳細を報道した記事など、当該地域の 被害状況がわかるもの
- 5. 県、普及所、市町村、農協による被害状況調査報告書 *被害巡回調査記録なども含む
- 6. 異常な気象条件による被害状況の写真 *圃場全景及び被害果の画像データまたは写真
- 7. 異常な気象条件に起因する生理障害や病害虫に関する資料
- 8. 異常な気象条件による影響や被害を回避するために講じられた技術的対策や供給計画遵守のために講じられた対策などの資料
 - *被害が想定されたとき、若しくは被害受けた後に緊急的に配布された技術資料や出荷に関する通知など
- 9. 異常な気象条件による影響や被害を受けた後に開催された緊急指導員会議や生産部会などの会議資料

異常な気象条件による収穫減等の勘案認定までの基本的な流れ

異常な気象条件に関する 注意報・警報の発令

異常な気象条件に対して、気象庁、道府県などの公共機関からの警戒情報

事前対策

- ☆技術対策指導、巡 回による被害軽 減努力
- ☆有線放送などを 利用した注意喚 起
- ☆集出荷対策の検 討(規格など)

異常な気象条件による例年に ない収穫減などの被害発生

に 異常な気象条件の終息と例年 にない収穫減などの被害後

異常な気象条 件等による収 穫減及び出荷 時期のズレの 発生 事後対策

- ☆被害巡回調査
- ☆緊急指導員会 議による事後 指導の協議
- ☆緊急生産部会 の開催
- ☆集出荷対策

①勘案認定を申 請 す る 旨 の ALIC への申し 出

②勘案認定申請 様式の作成

③ALIC への申請

事前に準備しておくもの(別紙参照)

- ☆気象情報
- ☆技術対策資料と巡回記録
- ☆有線放送などによる注意喚起メモ
- ☆集出荷対策に関する依頼文書など

事後に準備しておくもの

- ☆被害調査巡回などによる被害情報
- ☆被害状況写真など画像データ
- ☆被害に関する新聞などのマスコミ記事
- ☆緊急指導員会議、生産などの会議資料
- ☆ 被害農家支援策の文書
- *ALICへの報告